

○農林水産省告示第二千十六号

漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令（令和五年農林水産省令第六十六号）附則第四項の規定に基づき、大臣許可漁業ごとに農林水産大臣が定める海域を次のように定め、令和六年一月一日から施行する。

令和五年十二月二十八日

農林水産大臣 坂本 哲志

漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令附則第四項の大臣許可漁業ごとに農林水産大臣が定める海域は、次の表のとおりとする。

大臣許可漁業の名称	海域
沖合底びき網漁業	日本国政府とソヴェエト社会主義共和国連邦政府との間の両国の地先沖合における漁業の分野の相互の關係に関する協定（昭和五十九年条約第十一号）第一条に規定するロシア連邦の北西太平洋の沿岸に接続する二百海里水域
遠洋底びき網漁業	北緯十度二十秒の線以北、次に掲げる線から成る線以西の太平洋の海域以外の海域 一 北緯二十五度十七秒以北の東経百五十二度五十九分四十六秒の線 二 北緯二十五度十七秒東経百五十二度五十九分四十六秒の点から北緯二十五度十五秒東経百二十八度二十九分五十三秒の点に至る直線 三 北緯二十五度十五秒東経百二十八度二十九分五十三秒の点から北緯二十五度十五秒東経百二十度五十九分五十五秒の点に至る直線

	かつお・まぐろ漁業（総トン数八十トン以上の動力船により、浮きはえなわ又は釣りを行うものに限る。）
四 北緯二十五度十五秒以南の東経百二十度五十九分五十五秒の線	一 第二海区 オーストラリアの南海岸線と東経百四十一度の線との交点から南緯五十五度東経百四十一度の点に至る直線、南緯五十五度東経百四十一度の点から南緯五十五度東経八十度に至る直線、南緯五十五度東経八十度の点から南緯四十五度東経八十度に至る直線、南緯四十五度東経八十度の点から南緯四十五度東経三十度の点に至る直線、南緯四十五度東経三十度の点から東経三十度の線とアフリカ大陸南海岸線との交点に至る直線から成る線以北のインド洋の海域 二 第三海区 北緯三十度の線以北、西経四十五度の線以东の大西洋の海域（地中海を含む。） 三 第四海区 アフリカ大陸の西海岸線と北緯三十度の線との交点から北緯三十度西経四十五度の点に至る直線、北緯三十度西経四十五度の点か

ら北緯十度西経四十五度の点に至る直線、北緯十度西経四十五度の点か
 ら北緯十度西経三十五度の点に至る直線、北緯十度西経三十五度の点から北
 緯五度西経三十五度の点に至る直線、北緯五度西経三十五度の点から北
 緯五度西経三十度の点に至る直線、北緯五度西経三十度の点から赤道と
 西経三十度との交点に至る直線、赤道と西経三十度との交点から赤道と
 西経二十五度との交点に至る直線、赤道と西経二十五度との交点から南
 緯五十度西経二十五度の点に至る直線、南緯五十度西経二十五度の点か
 ら南緯五十度東経三十度の点に至る直線、南緯五十度東経三十度の点か
 らアフリカ大陸の南海岸線と東経三十度の線との交点に至る直線から成
 る線以東の大西洋の海域

四 第五海区 北緯三十五度以北の西經四十五度の線、北緯三十五度西經

四十五度の点から北緯三十五度西経六十五度の点に至る直線、北緯三十
五度西経六十五度の点から北緯二十度西経六十五度の点に至る直線、北

緯二十度西経六十五度の点以西の北緯二十度の線から成る線以西の大西洋の海域

五 第六海区 西経六十五度以西の北緯二十度の線、北緯二十度西経六十五度の点から北緯三十五度西経六十五度の点に至る直線、北緯三十五度西経六十五度の点から北緯三十五度西経四十五度の点に至る直線、北緯三十五度西経四十五度の点から北緯十度西経四十五度の点に至る直線、北緯十度西経四十五度の点から北緯十度西経三十五度の点に至る直線、北緯十度西経三十五度の点から北緯五度西経三十五度の点に至る直線、北緯五度西経三十五度の点から北緯五度西経三十度の点に至る直線、北緯五度西経三十度の点から赤道と西経三十度の線との交点に至る直線、赤道と西経三十度の線との交点から赤道と西経二十五度の線との交点に至る直線、赤道と西経二十五度の線との交点から南緯五十度西経二十五度の点に至る直線、南緯五十度西経二十五度の点から南緯五十度西経五十度の点

に至る直線、南緯五十度西経五十度の点から南緯六十度西経五十度の点に至る直線、南緯六十度西経五十度の点から南緯六十度西経六十七度十六分の点に至る直線、南緯六十度西経六十七度十六分の点から南アメリカ大陸の南海岸線と西経六十七度十六分の線との交点に至る直線から成る線以西の大西洋の海域

六 第七海区 南アメリカ大陸の南海岸線と西経六十七度十六分の交点から南緯六十度西経六十七度十六分の点に至る直線、南緯六十度西経六十七度十六分の点から南緯六十度西経百三十度の点に至る直線、南緯六十度西経百三十度の点から南緯四度西経百三十度の点に至る直線、南緯四度西経百三十度の点から南緯四度西経百五十度の点に至る直線、南緯四度以北の西経百五十度の線から成る線以东の太平洋の海域

七 第八海区 第一海区（オーストラリアの南海岸線と東経百四十一度の線との交点から南緯五十五度東経百四十一度の点に至る直線、南緯五十

	中型さけ・ます流し網 漁業
五度東経百四十一度の点から南緯五十五度東経百五十度の点に至る直線、南緯五十五度東経百五十度の点から南緯六十度東経百五十度の点に至る直線、南緯六十度東経百五十度の点から南緯六十度西経百三十度の点に至る直線、南緯六十度西経百三十度の点から南緯四度西経百三十度の点に至る直線、南緯四度西経百三十度の点から南緯四度西経百五十度の点に至る直線、南緯四度以北の西経百五十度の線から成る線以西の太平洋の海域をいう。）から第七海区までを除く全海域	一 日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の両国の地先沖合における漁業の分野の相互の關係に関する協定第一条に規定するロシア連邦の北西太平洋の沿岸に接続する二百海里水域 二 北緯四十六度七秒の線以南、北緯三十七度十一秒の線以北の日本海の海域。ただし、次に掲げる海域を除く。

イ 北緯四十五度八秒の線以北、東経百四十度三十九分四十六秒の線以東の海域

ロ 北海道礼文郡礼文町カラナイ岬突端、北緯四十三度四十三分三十二秒の線と同道小樽市高島岬突端正北の線との交点、同道積丹郡積丹町神威岬突端北西の線と同道寿都郡寿都町弁慶岬突端正北の線との交点、同突端正北の線と北緯四十三度九秒の線との交点、同道久遠郡せたな町茂津多岬突端正西の線と同道奥尻郡奥尻町稲穂岬突端正北の線との交点、同突端正北七海里的点、北緯四十二度二十二分九秒東経百三十九度四分四十七秒の点、北緯四十一度五十七分九秒東経百三十九度四分四十八秒の点、同町青苗岬突端と同道松前郡松前町小島東端とを結ぶ線上青苗岬突端から七海里的点、小島東端、同町松前灯台中心点と青森県西津軽郡深浦町鱸作埼灯台中心点正西二十海里的点とを結ぶ線と小島東端と同県北津軽郡中泊町権現埼突端とを結ぶ線との交点

、鱸作埼灯台中心点正西二十海里的点、秋田県男鹿市入道埼灯台中心点正西二十海里的点、山形県酒田市飛島灯台中心点北西五海里的点、新潟県岩船郡粟島浦村粟島灯台中心点北西十海里的点、同県佐渡市弾埼灯台中心点正北十五海里的点、同市沢崎鼻灯台中心点南西三十海里的点及び同県上越市鳥ヶ首岬灯台中心点を順次に結ぶ線以東の海域

ハ 新潟県上越市鳥ヶ首岬灯台中心点、同県佐渡市沢崎鼻灯台中心点南西三十海里的点、石川県珠洲市禄剛埼突端北西三十海里的点、同県輪島市猿山岬灯台中心点北西三十海里的点及び同県加賀市加佐岬突端北西三十海里的点を順次に結ぶ線以南の海域

ニ 北海道松前郡松前町大島周囲最大高潮時海岸線から五海里以内の海域

ホ 北海道松前郡松前町小島周囲最大高潮時海岸線から五海里以内の海域

	北太平洋さんま漁業	へ 新潟県佐渡市佐渡島周囲最大高潮時海岸線から十五海里以内の海域 ト 石川県輪島市舩倉島周囲最大高潮時海岸線から十五海里以内の海域
いか釣り漁業		日本国政府とソヴェイエト社会主義共和国連邦政府との間の両国の地先沖合における漁業の分野の相互の關係に関する協定第一条に規定するロシア連邦の北西太平洋の沿岸に接続する二百海里水域 日本国政府とソヴェイエト社会主義共和国連邦政府との間の両国の地先沖合における漁業の分野の相互の關係に関する協定第一条に規定するロシア連邦の北西太平洋の沿岸に接続する二百海里水域